

# 1 教育の基本、学校の目的及び学校教育の目標

## (1) 教育の基本と法規

### 教育の基本

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。 (教基法前文)

### 教育の目的

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。 (教基法第1条)

### 学校教育

法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

(教基法第6条第1項)

学校は、学校教育法（以下「学教法」という）で、その種類、教育の目的、目標や修業年限などが定められているが、そのうち教育委員会（都道府県又は市町村）が所管する学校の概要は次のとおりです。

## (2) 学校の目的

幼稚園	<p>幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること。（学教法77）</p> <p>入園資格（満3歳から、小学校就学の始期に達するまで）</p>
小学校	<p>心身の発達に応じて、初等普通教育を施すこと。（学教法17）</p>
中学校	<p>小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育を施すこと。（学教法35）</p>
中等教育学校	<p>小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育を一貫して施すこと。（学教法51の2）</p>
高等学校	<p>中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すこと。（学教法41）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全日制</li> <li>・定時制（昼間定時制、夜間定時制）</li> <li>・通信制</li> </ul>
盲学校 聾学校 養護学校	<p>それぞれ盲者、聾者、又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、あわせてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授けること。（学教法71）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・盲学校（幼稚部、小学部、中学部、高等部）</li> <li>・聾学校（幼稚部、小学部、中学部、高等部）</li> <li>・養護学校（幼稚部、小学部、中学部、高等部）</li> </ul>

## (3) 学校教育の目標

幼稚園	<ol style="list-style-type: none"> <li>1．健康、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。</li> <li>2．園内において、集団生活を経験させ、喜んでこれに参加する態度と協同、自主及び自律の精神の芽生えを養うこと。</li> <li>3．身の社会生活及び事象に対する正しい理解と態度の芽生えを養うこと。</li> <li>4．言語の使い方を正しく導き、童話、絵本等に対する興味を養うこと。</li> <li>5．音楽、遊戯、絵画その他の方法により、創作的表現に対する興味を養うこと。</li> </ol> <p style="text-align: right;">（学教法78）</p>
-----	--

小学校	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学校内外の社会生活の経験に基き、人間相互の関係について、正しい理解と協同、自主及び自律の精神を養うこと。</li> <li>2. 郷土及び国家の現状と伝統について、正しい理解に導き、進んで国際協調の精神を養うこと。</li> <li>3. 日常生活に必要な衣、食、住、産業等について、基礎的な理解と技能を養うこと。</li> <li>4. 日常生活に必要な国語を、正しく理解し、使用する能力を養うこと。</li> <li>5. 日常生活に必要な数量的な関係を、正しく理解し、処理する能力を養うこと。</li> <li>6. 日常生活における自然現象を科学的に観察し、処理する能力を養うこと。</li> <li>7. 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図ること。</li> <li>8. 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸等について、基礎的な理解と技能を養うこと。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(学教法18)</p>
中学校	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 小学校における教育の目標をなお十分に達成して、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。</li> <li>2. 社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。</li> <li>3. 学校内外における社会的活動を促進し、その感情を正しく導き、公正な判断力を養うこと。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(学教法36)</p>
中等教育学校	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国家及び社会の有為な形成者として必要な資質を養うこと。</li> <li>2. 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な技能に習熟させること。</li> <li>3. 社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、個性の確立に努めること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(学教法51の3)</p>
高等学校	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 中学校における教育の成果をさらに発展拡充させて、国家及び社会の有為な形成者として必要な資質を養うこと。</li> <li>2 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な技能に習熟させること。</li> <li>3 社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、個性の確立に努めること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(学教法42)</p>
盲・聾・養護学校	<p style="text-align: center;">(「盲・聾・養護学校 学習指導要領」に明文化)</p>

## 2 公立幼・小・中・高・盲・聾・養護学校数、園児・児童生徒数、教職員数一覧

平成14年5月1日現在

(1) 公立幼稚園数、園児数、教職員数 ( )内は分園で外数である。

区分	地域名	山城	南丹	中丹	与謝	丹後	郡部計	京都市	計
園数(分園)		26	7(3)	17	5	2	57(3)	17	74(3)
園児数	男	1,340	340	273	146	52	2,151	676	2,827
	女	1,230	320	260	170	43	2,023	622	2,645
	計	2,570	660	533	316	95	4,174	1,298	5,472
教職員数	男	2	1	2	0	0	5	0	5
	女	194	62	51	25	9	341	134	475
	計	196	63	53	25	9	346	134	480

(2) 公立小学校数、児童数、教職員数 ( )内は分校で外数である。

区分	地域名	乙訓	山城	北桑田	南丹	中丹	与謝	丹後	郡部計	京都市	計
学校数(分校)		18	83(2)	8	39	61	22(1)	31(1)	262(4)	181(3)	443(7)
児童数	男	3,837	15,526	358	4,511	6,377	1,630	2,180	34,419	34,933	69,352
	女	3,844	14,739	358	4,376	6,180	1,522	2,012	33,031	32,906	65,937
	計	7,681	30,265	716	8,887	12,557	3,152	4,192	67,450	67,839	135,289
教職員数	男	159	662	38	247	315	110	169	1,700	1,571	3,271
	女	344	1,380	86	484	736	233	336	3,599	3,192	6,791
	計	503	2,042	124	731	1,051	343	505	5,299	4,763	10,062

(3) 公立中学校数、生徒数、教職員数 ( )内は分校で外数である。

区分	地域名	乙訓	山城	北桑田	南丹	中丹	与謝	丹後	郡部計	京都市	計
学校数(分校)		8	33	2	14	24	9(1)	9	99(1)	79(1)	178(2)
生徒数	男	1,879	7,480	208	2,486	3,339	862	1,192	17,446	16,660	34,106
	女	1,830	6,996	194	2,285	3,208	844	1,143	16,500	15,158	31,658
	計	3,709	14,476	402	4,771	6,547	1,706	2,335	33,946	31,818	65,764
教職員数	男	152	600	22	229	315	106	131	1,555	1,406	2,961
	女	101	443	16	154	235	67	85	1,101	946	2,047
	計	253	1,043	38	383	550	173	216	2,656	2,352	5,008

## (4) 公立高等学校数、生徒数、教職員数

( )内は分校で外数である。

区分	課程	全日制					定時制			通信制
		京都市地区府立	郡部府立	府立計	市立計	合計	府立	市立	計	
学校数(分校)		18	30(2)	48(2)	9	57(2)	4(6)	3	7(6)	2
生徒数	男	7,734	11,683	19,417	3,055	22,472	944	910	1,854	1,077
	女	8,770	11,326	20,096	3,030	23,126	732	187	919	1,037
	計	16,504	23,009	39,513	6,085	45,598	1,676	1,097	2,773	2,114
教職員数	男	857	1,431	2,288	500	2,788	162	131	293	26
	女	460	586	1,046	194	1,240	47	19	66	23
	計	1,317	2,017	3,334	694	4,028	209	150	359	49

## (5) 公立盲・聾・養護学校数、児童生徒数、教職員数

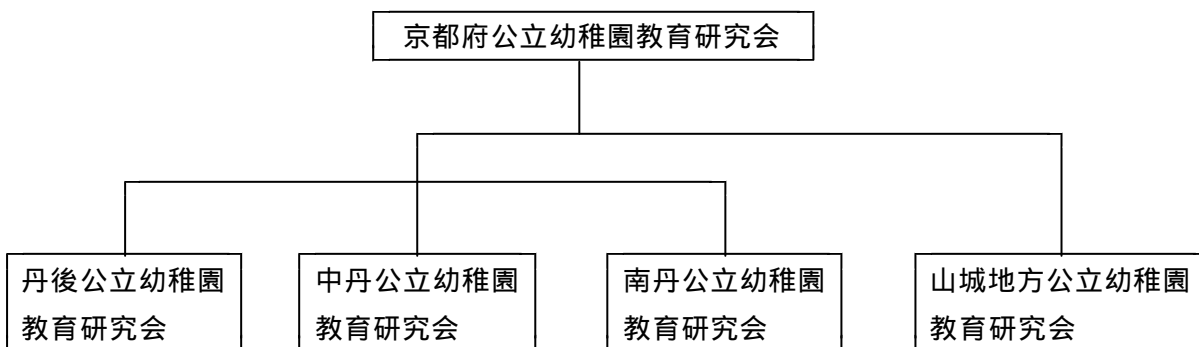
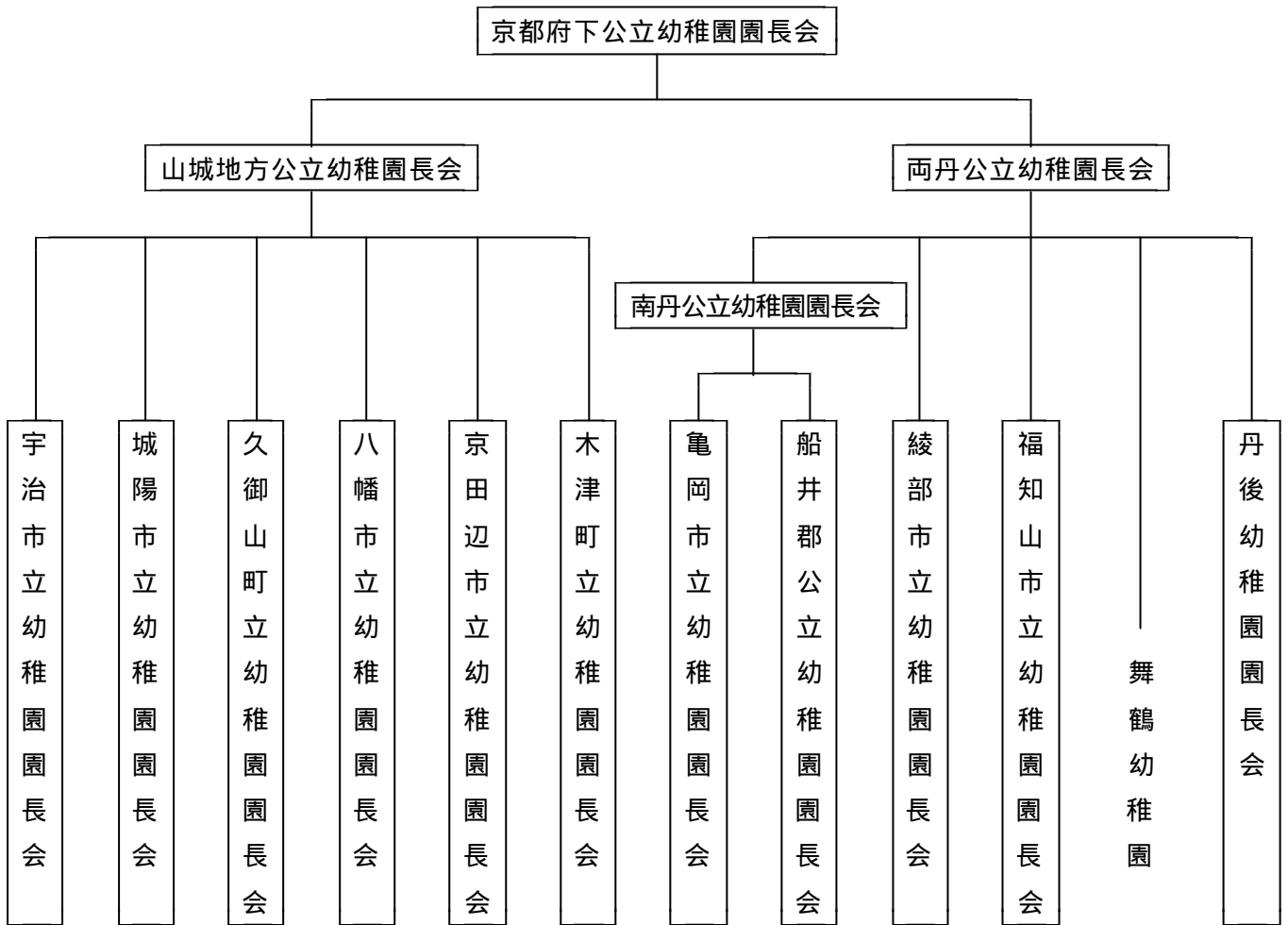
( )内は分校で外数である。

区分	学校	府立盲学校			府立聾学校			府立養護学校			市立養護学校		
		小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部
学校数(分校)		1(1)			1(1)			8(2)			6		
児童 生徒数	男	7	2	32	10	6	11	198	176	310	127	107	211
	女	5	0	14	11	4	12	116	106	189	93	61	140
	計	12	2	46	21	10	23	314	282	499	220	168	351
教職員数	男	49			47			454			231		
	女	53			78			566			308		
	計	102			125			1,020			539		

( 幼稚部幼児 5 )

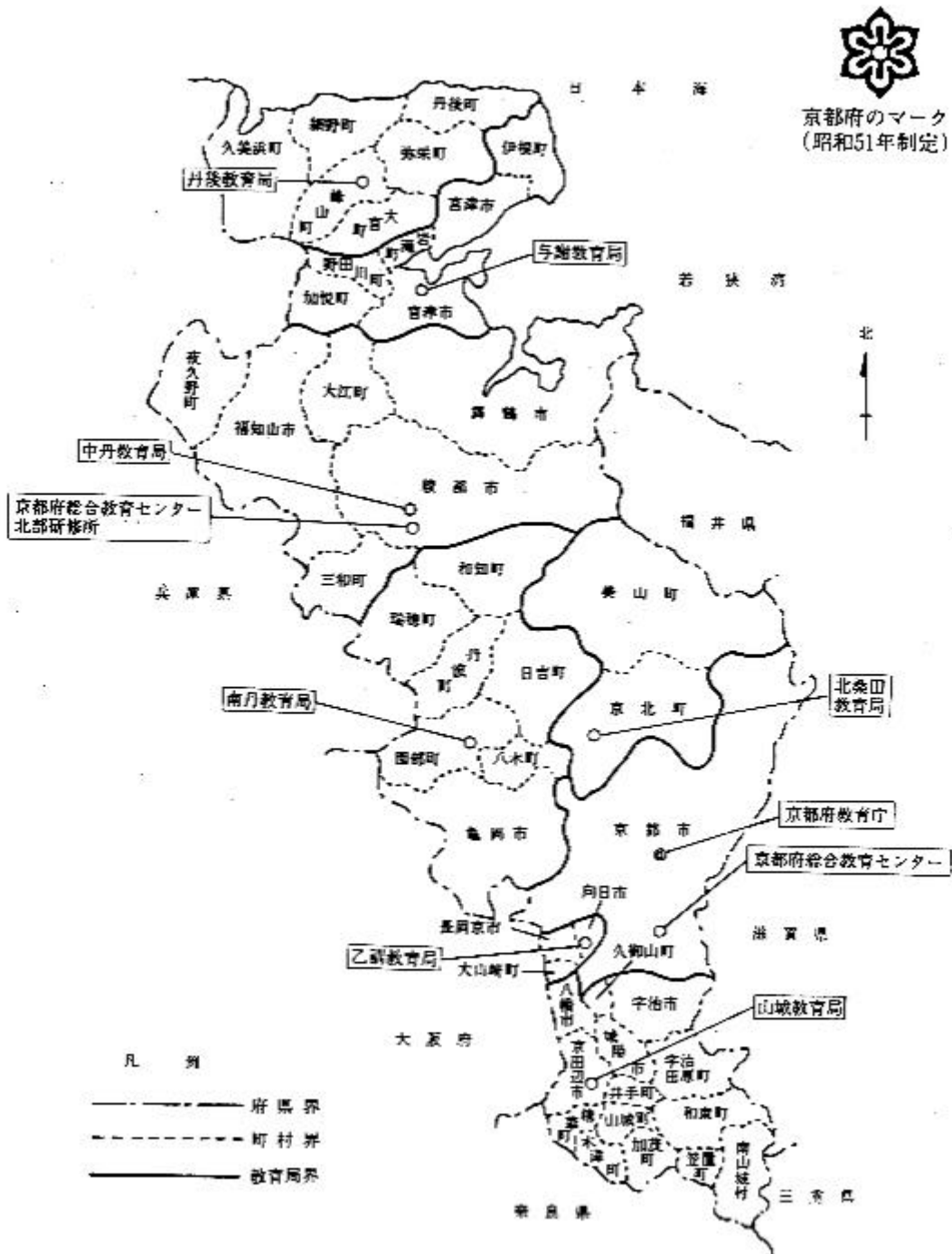
( 幼稚部幼児32 )

### 3 京都府下公立幼稚園園長会及び京都府公立幼稚園教育研究会組織表



(平成14年度現在)

### 3 京都府の略図



**附・京都府総合教育センター刊行物（平成12年度～平成14年度）**

教 育 資 料 名	発行年度
「自己をコントロールする力が育ち、自己肯定感が実感できる学習指導の在り方 - 第1集 - 」	平成12
「『総合的な学習の時間』を創るための基盤づくりの研究 - 第2集 - 」	平成12
「自己をコントロールする力が育ち、自己肯定感が実感できる学習指導の在り方 - 第2集 - 」	平成13
「情報教育推進のための教職員研修の在り方 - 小・中学校における校内の研修の在り方を中心として - 」	平成13
「自己をコントロールする力が育ち、自己肯定感が実感できる学習指導の在り方 - 第3集 - 」	平成14
「情報教育推進のための教職員研修の在り方(第2集) - 小・中学校における校内研修の在り方を中心として - 」	平成14

\* 上記「教育資料」は各学校に配布していますので活用して下さい。

メ モ